

日本電気協会  
原子力規格委員会  
活動の基本方針

平成 28 年 10 月 18 日  
一般社団法人 日本電気協会  
原子力規格委員会

活動の基本方針 改定来歴

制・改定	日付	主な内容
制定	H13.9.17	「規格策定基本方針」の名称で新規制定
一部改定	H14.3.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付則-1 委員心得;「奉仕」→「活動」</li> <li>・付則-2 図書の保存期間;委員委嘱状/10年→15年</li> <li>・付則-3 規格作成手引き <ul style="list-style-type: none"> <li>・規程・指針の表表紙, 裏表紙様式(添付1)追加</li> <li>・免責事項, 著作権の英文(添付2)追加</li> <li>・数式の表記方法(添付3)追加</li> </ul> </li> </ul>
一部改定	H14.6.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付則-1 委員心得;「名声」→「委員会の名声」</li> <li>・付則-2 規格案の最終案保存期間;「次回の発行又は5年」</li> </ul>
一部改定	H15.5.23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付則-3 規格作成手引き <ul style="list-style-type: none"> <li>・本文の記載方法;(4)「規格本文中の要求事項は参考や解説がなくても理解, 履行できるような記載とすること。解説には要求事項の必要性, 背景, 言葉の解釈などを記載する。」</li> </ul> </li> </ul>
一部改定	H17.6.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会開催に関する取扱いを本文及び付則-4として追加</li> </ul>
一部改定	H18.11.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5.2 規格等の種類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・JEAG4601を規格策定基本方針の定義と違うものを作るということで, なお書き「JEAG4601・・・については, 当面, 守るべき判定基準を含んだ校構成とする。」を追加。</li> </ul> </li> </ul>
制定	H19.12.5	<p>全面見直しを行い, 旧版(「規格策定基本方針」)は廃止。「活動の基本方針」として改めて制定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「各分野の規格策定活動」, 「規格作成手引き」を分離</li> <li>・付則-2 図書の保存期間;「運営規約細則」に移行</li> <li>・委員会規約等との重複箇所を削除など全面見直し</li> </ul>
1次改定	H20.6.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6. 国内他機関との協力→6.国内外他機関との協力</li> </ul>
2次改定	H20.9.30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(参考)「電気技術規程・電気技術指針について」を添付</li> </ul>
3次改定	H21.6.23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5.3 個々の分野に関連した規格の策定活動; なお書き「なお, 耐震設計や品質保証など各分野に関連する内容については, 委員会審議の場などを活用し, 各分科会が作成する規格間で整合のとれたものとする。」追加</li> </ul>
4次改定	H22.3.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3.1 活動の心得 3.1 委員 3);「委員は“自らの専門能力の向上”, “他の関係者への知識の普及”及び“円滑な世代交代に向けた人材育成”に努める。」</li> </ul>
5次改定	H24.3.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5.2 規格等の種類の本文中, 記載削除, 追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・規格発行に伴い, 記述不要箇所の削除:「ただし, JEAG4601 原子力</li> </ul> </li> </ul>

制・改定	日付	主な内容
		<p>発電所耐震設計技術指針, JEAG4618 鋼板コンクリート構造耐震設計技術指針 建物・構築物編及び JEAG4619 鋼板コンクリート構造耐震設計技術指針 機器支持定着部編については, 当面, 守るべき判定基準を含んだ構成とする。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追補版に関する記述の追加:「追補版は, 次回改定時に規格本文に織り込むことを基本とする。」</li> <li>・改定来歴を追加</li> </ul>
6次改定	H25.4.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本電気協会の一般社団法人移行(H25.4.1 付)に伴う名称変更 社団法人 日本電気協会→一般社団法人 日本電気協会</li> </ul>
7次改定	H26.12.24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3.活動の心得に, 3.2 常時参加者を追加</li> <li>・福島事故の教訓の反映等を踏まえ, 5.委員会で整備する規格及び普及活動に, 5.1 原子力安全の向上に向けた活動の強化を追加し,参考-2として原子力安全の向上に向けた学協会規格活動の強化を添付</li> <li>・5.3 規格等の種類に(5)技術資料を追加</li> <li>・5.4 個々の分野に関連した規格の策定活動に, 規格の使用範囲を発電用原子力設備に限定しないことを追加</li> <li>・5.5 規格の普及活動に, シンポジウムの開催,インターネットホームページの活用について追加</li> <li>・6.6 行政庁との関係の記載を修正</li> </ul>
8次改定	H28.10.18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5.3 規格等の種類における表現の適正化</li> </ul>

## 目次

1. 目的	1
2. 委員倫理の遵守	1
3. 活動の心得	1
3.1 委員	1
3.2 常時参加者	1
3.3 事務局	2
4. 規格策定の基本事項	2
4.1 審議の原則	2
4.2 規格の位置付けと性格	2
4.3 規格の国際性	2
4.4 規格へ図書を参照する場合の検討事項	2
5. 委員会で整備する規格及び普及活動	3
5.1 原子力安全の向上に向けた活動の強化	3
5.2 重点的に整備する規格	3
5.3 規格等の種類	4
5.4 個々の分野に関連した規格の策定活動	4
5.4.1 安全設計分野	4
5.4.2 構造分野	4
5.4.3 原子燃料分野	5
5.4.4 品質保証分野	5
5.4.5 耐震設計分野	5
5.4.6 放射線管理分野	5
5.4.7 運転・保守分野	5
5.5 規格の普及活動	5
6. 国内外他機関との協力	6
6.1 原子力関連学協会規格類協議会との協調	6
6.2 日本機械学会との協調	6
6.3 日本原子力学会との協調	6
6.4 日本規格協会との協調	6
6.5 保険機関との協調	6
6.6 行政庁との関係	6
6.7 IAEA, ISO, IEC 等の国際規格策定機関との協調, 協力	7
6.8 ASME, ANS, IEEE 等海外規格策定学・協会との協調	7
6.9 日本電気技術規格委員会との協調	7
7. その他	7

付則-1 講習会開催に関する取扱い .....	8
(参考-1) 電気技術規程・電気技術指針について .....	9
(参考-2) 原子力安全の向上に向けた学協会活動の強化(平成 24 年 3 月 29 日) .....	11

## 1. 目的

本基本方針は、日本電気協会原子力規格委員会（以下、委員会と言う。）の規約に従い、委員会活動の基本を定めることを目的とする。なお、本基本方針は、委員会活動の状況に応じて、適宜見直すものとする。

## 2. 委員倫理の遵守

規格策定に参加する委員は、委員会の目的に関連する技術及び管理に関する職務経験や規格原案作成に必要な専門的知見の向上に努め、専門家としての名誉にかけて、公共の福祉のため偏見なく忠実、かつ、正直に知識及び技術を用いること。

## 3. 活動の心得

### 3. 1 委員

委員は、次の事項を基本として、専門家としての名誉、尊厳を保つよう行動しなければならない。

- I. 公衆の安全・健康・福祉のため知識そして技術を用いる。
- II. 偏見なく忠実かつ正直に活動する。
- III. 専門能力および委員会の名声を向上させるよう努める。

以下に委員心得を示すが、各状況において、ここに書かれた内容を理解し、行動すること。

- 1) 委員は、専門分野の活動をするにあたり、公衆の安全、健康、福祉を最優先に考える。
- 2) 委員は、自己の専門能力の限界を正しく認識し、能力を適切に発揮することによって公衆に危害を与えないように努める。
- 3) 委員は、“自らの専門能力の向上”，“他の関係者への知識の普及”，及び“円滑な世代交代に向けた人材育成”に努める。
- 4) 委員は、専門家として中立的立場で行動し、関係者の利害関係の相反の回避に努める。
- 5) 委員は、委員としての名誉を汚す行為を慎む。
- 6) 委員は、事実を尊重し、公平・公正な態度で振舞う。

### 3. 2 常時参加者

委員会、分科会、検討会に常時参加を希望する者は、3. 1 委員と同様に、専門家としての名誉、尊厳を保つよう行動しなければならない。

- I. 公衆の安全・健康・福祉のため知識そして技術を用いる。
- II. 偏見なく忠実かつ正直に活動する。
- III. 専門能力および委員会の名声を向上させるよう努める。

また、委員心得に示した 1)～6)を理解し、行動すること。

### 3. 3 事務局

事務局は、委員会の円滑な運営を補佐し、中立・公正な立場で事務を行う。

## 4. 規格策定の基本事項

### 4. 1 審議の原則

公平、公正、公開を原則に決められた手順に従って審議を行うこと。

### 4. 2 規格の位置付けと性格

委員会の制定する規格は、原子力施設の設計・建設・運転経験を含む最新の知見を充分反映し、合理的な設計・建設・運転管理及び廃止を可能にする信頼性の高いもので、国内外の関係者に広く利用されるべきものである。また、高い技術を維持・向上することが原子力開発利用に係わる人・組織の向上意欲を高め、結果として原子力の安全管理に大きく貢献することから、規格は、新技術を含む産官学の研究開発の成果が迅速・的確に反映されるように、定期的に改定すること。

委員会の制定する規格は、関係する組織との密接な連携・調整に基づき制定され、次の性格を備えるものである。

- ・公平性：特定の個人・企業・業界の利益に偏らないものであること
- ・公正性：規格内容に関する広範囲の知見・意見の収集・検討を踏まえたものであること
- ・公開性：公開された審議・制定過程に基づくものであること
- ・専門性：関連分野の専門家の高い専門技術に基づいたものであること
- ・迅速性：新技術を迅速かつ弾力的に取り込んでいるものであること
- ・合理性：安全確保を前提とした合理的設計・運用を可能にするものであること
- ・発展性：民間の技術力向上に向けた努力に動機を与えるものであること

### 4. 3 規格の国際性

規格の制定に当たっては国際社会でも採用されるよう、以下の諸点に配慮するものとする。

- (1) 海外でも使用されることを念頭に置くこと。
- (2) 輸入品に対して非関税障壁とならないよう努めること。
- (3) 海外の規格制定組織との交流、調整を通じて海外規格との整合性を確保し、統一規格化に資すること。

### 4. 4 規格へ図書を参照する場合の検討事項

- (1) 著作権（含む出版権）、特許権の扱い

出版物を参考にする場合、著作権、特許権等があるものと考え、充分注意する。著作権及び出版権については、各権者の許可を得て使用する。特許権が成立している項目は規格に呼び込まない。

## (2) 非公開情報の利用

規格策定段階で利用される情報は委員会審議、公衆審査において全て公開となると理解し、規格策定には非公開情報を用いない。

## 5. 委員会で整備する規格及び普及活動

### 5. 1 原子力安全の向上に向けた活動の強化

委員会は、原子力発電関係の電気工作物の保安及びこれに関する公衆の安全に係る規格を整備することを目的に、各分野において、設計及び運用管理に係る実用的規格、複数の専門分野にまたがる規格等を整備してきている。福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、委員会の活動を次の通り進めていく。

- (1) 原子力は広い技術にまたがる総合工学である。原子力規格委員会は、多くの専門分野を有し、多くの専門家が活動していることの強みを活かし、総合的、俯瞰的な取り組みにより、原子力安全の向上を目指していく。
- (2) 専門家は社会からの信頼と負託に応える責務があることを自覚し、活動する。
- (3) 委員会として何を行うか、広く意見を伺い、活動する。

また、原子力関連学協会規格類協議会では、福島第一原子力発電所の事故に鑑み、「原子力安全の向上に向けた学協会活動の強化」と題した声明を、機械学会、原子力学会、電気協会委員長名で公表した。(参考-2)

### 5. 2 重点的に整備する規格

委員会は、新たに発行する規格の必要性についての調査、分析を行い、要望の強い規格項目、必要性の高い規格項目から順次制定し、特に、安全設計、構造、原子燃料、品質保証、耐震設計、放射線管理、運転・保守の分野において、次に示す内容の規格を重点的に整備するものとする。

#### a. 設計及び運用管理に係わる実用的規格

設備の許認可に関連した詳細規定、要領、手引きや、設備の設計及び運用管理に関連した実用的な規定、手引き等、行政庁、電気事業者、製造業者等が要望する原子力施設の設計、運用管理等に係わる実務に直結した規格を重点的に整備する。

#### b. 複数の専門分野にまたがる規格

各専門分野を総合して制定されることが望ましい、複数の専門分野にまたがる規格を重点的に整備する。このため、「原子力関連学協会規格類協議会」に積極的に参加する。



### 5. 3 規格等の種類

委員会の定める規格等の種類は、次の(1)から(5)とする。

- (1) 規程 (JEAC)
- (2) 指針 (JEAG)
- (3) 規程及び指針の追補版
- (4) 質疑応答集
- (5) 技術資料

ここで、規程は守るべき判定基準を含むものとし、指針は一律に定めることが困難又は不適當なものとする。

なお、規程、指針の区分については、「規格作成手引き」の添付 2-1「電気技術規程・電気技術指針について」によるものとする。(添付の「参考」を参照のこと。)

規程及び指針の追補版は、正式な規格改定時期以前において、部分的に規格内容を改定して選択的に使用することを可能とする規定を定めたものとする。追補版は、次回改定時に規格本文に織り込むことを基本とする。

また、規格類のほかに、規格利用者からの質問に関する回答を適宜まとめた質疑応答集を発行するものとし、必要に応じて JEAC, JEAG とは異なる種類の情報類（規格化関連情報、データ集など）である技術資料を作成し、公表又は発行することができる。

### 5. 4 個々の分野に関連した規格の策定活動

個々の分野に関連した規格策定活動の概要は以下のとおりとし、各分科会においては、これらに基づき、具体的な活動内容を別途「各分野の規格策定活動」として定め、活動するものとする。

なお、耐震設計や品質保証など各分野に関連する内容については、委員会審議の場などを活用し、各分科会が作成する規格間で整合のとれたものとする。

下記において分野毎に対象となる範囲を記載し、また、各規格において、適用範囲を明記している。ただし、それ以外の設備についても、規格の使用を妨げるものではなく、使用者の責任において、準用や参考とすることができる。

#### 5. 4. 1 安全設計分野

軽水炉型原子力発電所の安全設計に関わる規格について、国の要求事項を踏まえ、また新型の原子力施設の開発動向を見据えつつ、規程・指針の制定、改定を行う。

#### 5. 4. 2 構造分野

軽水炉型原子力発電所の機器の構造健全性の確保を目的とする設計と試験の基本方針及

び具体的手法について、規程・指針の制定、改定を行う。

#### 5. 4. 3 原子燃料分野

これまで取り扱ってきた発電用原子燃料の加工に係る品質管理の分野に留まらず、発電用原子燃料の加工ならびに原子力発電所における利用等の広範な分野において、必要な規程・指針の策定を検討する。検討においては、炉心・燃料の安全等の分野において規格の整備を行っている日本原子力学会との役割分担を明らかとし、規程・指針の制定、改定を行う。

#### 5. 4. 4 品質保証分野

建設段階、試運転段階及び運転段階の原子力発電所、再処理施設等、他の品質保証に関わる規格について、国の要求事項を踏まえ、また IAEA 他国際的な品質保証基準との整合性を図りながら、規程・指針の制定、改定を行うとともに、利用者の力量向上のための普及・促進を実施する。

#### 5. 4. 5 耐震設計分野

軽水炉型原子力発電所の耐震設計に関わる規格について、国の要求事項を踏まえ、また設計建設規格、維持規格など関連基準との整合性を図りながら、規程・指針の制定、改定を行う。

#### 5. 4. 6 放射線管理分野

原子力発電所及び再処理施設での放射線安全を確保するため、遮蔽設計や放射線モニタリング或いは放射線管理の運用に関する具体的手順等に関わる規格について、必要に応じて日本保健物理学会と連携し、規程・指針の制定、改定を行う。

#### 5. 4. 7 運転・保守分野

軽水炉型原子力発電所の設備の維持管理から運転員の資格認定に至る多岐にわたる規格について、国の要求事項を踏まえ、また他分野の規格との整合性を図りながら、規程・指針の制定、改定を行う。

### 5. 5 規格の普及活動

委員会は、制定する規格を社会に普及し、定着させていくために講習会などの普及活動を行うこととする。また、委員会はシンポジウム等を実施することにより、広くステークホルダーとの対話に取り組み、その成果を規格作成に活かすことで、社会から信頼される民間規格になることを目指す。

付則-1 に講習会に関する取扱いを示す。

また、規格の制定・改定の状況について、JEA インターネットホームページで公開することにより、一般公衆から意見を伺うことを可能とする。

## 6. 国内外他機関との協力

### 6. 1 原子力関連学協会規格類協議会との協調

基本設計の理念，原子力安全の基本に係わる標準等の整備を担うとしている日本原子力学会や，構造及び材料の規格，機械設備の性能試験等の整備を担うとしている日本機械学会と協議し，活動に重複が生じないように適宜，適切に調整して規格の整備を進めるものとし，原子力事業の遂行に必要な規格，基準，標準等の学協会規格類の作成・維持・運用を，効果的かつ合理的に進めることを目的として平成 15 年 8 月に設置された原子力関連学協会規格類協議会に積極的に参加する。

### 6. 2 日本機械学会との協調

日本機械学会では，原子力施設に関する構造・強度・材料等の規格の整備が進められている。そこで委員会は，これらの活動への協力，協調を図り，個々の規格ごとに制定範囲及び規格内容の整合性等の調整を図っていくものとする。

### 6. 3 日本原子力学会との協調

日本原子力学会では，発電炉，原子燃料サイクル，研究炉の各分野において，安全性，信頼性の確保に関する基本理念，安全基準，安全指針，手引き等について，規格の整備が進められている。そこで委員会は，これらの活動への協力，協調を図り，個々の規格ごとに範囲及び規格内容の整合性等の調整を図っていくものとする。

### 6. 4 日本規格協会との協調

日本規格協会は，工業標準化法に基づいて制定される国家規格として，日本工業規格（JIS）を発行している。そこで，委員会は，電気事業法に基づく技術基準を補完する民間規格策定組織として，JIS の原案作成に関して，必要に応じて対応し，協議を進めて行くこととする。

### 6. 5 保険機関との協調

民間規格の使用の場面では，保険機関の役割が増大することが考えられる。これに対応し委員会の制定した規格の普及，定着に役立てるため，保険機関との協議を進めていくこととする。

### 6. 6 行政庁との関係

委員会は，従来から，原子炉等規制法，電気事業法に関連する許認可，規制に係る指針，

技術基準等の要領等に用いられてきた JEAC, JEAG が、今後も許認可、規制との関係で明確な位置付けのもとに利用されるよう、信頼性の高い規格の策定に努めるものとする。

さらに、委員会において行政庁の意見を考慮する観点から、今後とも行政庁から委員会への参加を得て、活動していく。

#### 6. 7 IAEA, ISO, IEC 等の国際規格策定機関との協調、協力

国際規格と整合を図ることは、原子力の分野では特に重要であるため、国際規格の動向を注視しつつ、適宜規格の見直しを図るとともに、協力して行くものとする。

#### 6. 8 ASME, ANS, IEEE 等海外規格策定学・協会との協調

日本の規格は、開発当初設備を海外から輸入してきたこともあり、海外規格の影響を受けている。特に米国の規格については、その影響は大きく、これからも、動向を注視しつつ、規格の見直しの要否を検討し、必要に応じて改定していくとともに、協力して行くものとする。

#### 6. 9 日本電気技術規格委員会との協調

平成 9 年 6 月に日本電気技術規格委員会(JESC)が設置された。JESC は、性能規定化された非原子力施設に対する国の技術基準（電気事業法に基づく省令）に適合する民間規格を承認する行為を業務の一つとしている。非原子力施設の分野では、JESC で承認された民間規格を、行政手続法に基づく国の審査基準に引用を要請する制度が定着している。

一方、現在の委員会の前身である原子力専門部会は、JESC の専門部会の役割も JESC から承認されていたことから、専門部会としての活動を JESC から協力要請された場合、委員会は JESC に協力し対応していくこととする。

### 7. その他

本方針は、規格策定基本方針（平成 13 年 9 月 17 日制定、平成 18 年 11 月 27 日第 5 次改定）の全面見直しを行い、「活動の基本方針」と改題し、制定するものである。

本方針は制定日の翌日から発効する。なお、規格策定基本方針は、本方針の発効をもって廃止する。

以 上

## 付則一 講習会開催に関する取扱い

本付則は、規格の規格普及活動として、講習会開催に関する取扱いを示す。

### 1. 講習会開催の必要性検討

関係分科会は、規格制・改定時等適切な時期に、講習会開催の必要性を受講希望等を考慮して検討のうえ決定し、開催する場合は委員会に報告する。

### 2. 講習会の実施

(1) 関係分科会は、規格出版手続き完了後等、適切な時期の開催を計画し実施する。

(2) 準備段階で講習会の内容・時期等が確定し、また実施後の実績整理が終了した時点で委員会役員にその報告を行う。

### 3. 講師対応

関係分科会は、講習会講師を関係分科会・検討会委員を中心に適切に選任する。

### 4. 講習内容、講習会資料

(1) 関係分科会は、講習会内容について関係者間で協議し以下の事項に留意して適切に設定する。また、必要に応じて規格の周辺状況や関連トピックスの紹介などの講演を取り入れる。

#### a. 規格の位置付けについて

イ. 規格の概要、特徴

ロ. 規格制定・改定の背景、経緯

ハ. 規格と規制、他規格との関係

ニ. 規格の構成（全体構成、各章毎の構成）

#### b. 規格の内容について

イ. 規格の要求事項

ロ. 規格の要求事項の技術的根拠や関連する事項

ハ. 制定・改定の詳細

ニ. 規格の用途及び留意点

ホ. 規格の使用例

#### c. その他

イ. 今後の課題

(2) 講習会資料は、前項の内容を纏めたものを用いる。講習会資料の著作権は、規格と同様に一般社団法人日本電気協会に帰属するものとし、その旨を明記する。

### 5. 受講者募集

講習会受講者の募集は、事務局による電気新聞、委員会 HP、関連団体メディア等を通じた一般へのお知らせとともに、事前の講習会開催必要性検討における受講希望など、各方面における受講希望に留意した募集を行う。

### 6. 講習会運営

講習会運営に関わる事務手続きは事務局で行う。また、講習会運営に関わる会計処理は一般社団法人日本電気協会で行う。

## (参考-1) 電気技術規程・電気技術指針について

### 〔自主保安と民間規格について〕

電気工作物の保安確保は、電気工作物設置者の自己責任に基づく自主保安が基本です。

電気事業法に基づく技術基準は、公共の安全を確保し、環境の保全を図ることを目的にした、電気工作物の工事、維持及び運用の基準ですが、保安確保に関しては、法令が必要とする最小限の技術的要件を定めたものであることを理解する必要があります。そのため、技術基準では規定していない、電気工作物の工事、維持、運用の技術的細目や品質管理に係わる事項、また、材料、設計、施工、検査等の技術的細目などについては、実態上、民間の自主保安に委ねられることとなります。したがって、技術革新等による最新の知見を反映し、技術的な細目を定めた民間規格があれば、国の技術基準と一体をなして運用されることにより、電気工作物のより一層の安全性の向上が期待されます。

また、民間規格には、最新の技術的知見を迅速に反映し、技術の標準化を促すとともに、国際標準との整合性を図ることにより、貿易に係る技術的障害を排除し、産業の発展及び国際貿易の促進に貢献することが期待されています。

電気技術規程・電気技術指針は、このような背景と必要性に基づき自主的に制定された民間規格です。これらは、技術基準や技術基準の解釈等の規定を踏まえ、その規定内容を解説するとともに、民間規格として必要な事項を補足、補完するなどにより、技術基準を遵守することはもちろんのこと、法令では明記されていない自主的規定や、必要に応じて電気事業法以外の法令の規定に関する事項を含めるなどにより、保安確保に万全を期すことができるよう努めています。

また、これら民間規格は、これを制定した委員会から技術基準の解釈等への引用要請を行うことにより、法令等に活用されることがあり、原子力分野については、国が技術的な妥当性を評価したうえで規制に活用することがあります。

### 〔電気技術規程、電気技術指針の区分について〕

「電気技術規程」は、工事規程、維持規程、検査規程等に細分され、それぞれの内容と性格に応じ規定事項の要求レベル（義務、勧告、推奨等）を明示し、運用に当たっての利便性なども考慮したものとなるように努めています。さらに、原子力分野については、守るべき判定基準を含むものとしています。

したがって、「電気技術規程」の内容はおおよそ次のようなものとして制定しています。

- ① 難解な表現となっているもの又は立法技術の点から抽象的な表現となっている技術基準の条項について、法令の記述形式にとらわれず、法令に定められている主旨を汲みとり、わかり易く表現した具体的なもの
- ② 新技術の開発、新製品の出現、社会情勢の変遷等により、技術基準の解釈に記述されていない方法により施設する場合や新しい資機材を使用して施設する場合に、それらが省令の技術基準を満足し「民間の自己責任としての運用」ができるようなもの
- ③ 技術基準の解釈等に明記されていない補足、補完的事項を記したもの
- ④ 運転、保守、工事、検査の際に参考となるもの
- ⑤ 原子力分野については、性能規定化された技術基準の具体的な仕様や実施方法を示す規定として、規制に活用されるもの

これに対し、「電気技術指針」は、今後、改良が期待される新技術に関することや保安

上「規程」として制定することが必要と考えられるが研究開発課題である事項等、一律に定めることが困難又は不適當な数多くの事項がある場合の技術的内容を取り扱っています。例えば次のような場合があげられます。

- ① 新技術に関する事項で「規程」とするためには諸外国の例を含めて実績、事例が数少ない場合
- ② 保安上必要な事項であるが、その方法、対策等について学説、方法論が必ずしも確立していないため、広く一般に適用するものとして「規程」とすることが困難な場合
- ③ 未解決、未確定な研究開発課題が含まれる事項がある場合
- ④ 社会情勢が急激に変化し、「規程」とすることが必ずしも適當でない場合

このように、大綱的には遵守すべき事項ではありますが、その方法、施策等について直ちに規程として運用するには至っていないと考えられる事項等について、「電気技術指針」として取りまとめています。

なお、「電気技術指針」は原則的には「電気技術規程」に準じて遵守されることが望ましいのですが、次の事項に留意して運用することが必要です。

- ① 実際の適用に当たって技術の進歩を阻害することのないように解釈すべきであること。
- ② 内容を十分理解して、設計、施工等に際して誤りの無いようにすること。
- ③ 指針に記載されていない事項、方法等であっても、それが保安上適切なものである場合は採用できること。

#### 〔規程・指針の制定・改定について〕

電気技術規程・電気技術指針は、常に更新されるべき生きた民間規格です。技術の進歩や社会情勢の変遷に応じて、適宜改定しています。

電気技術規程・電気技術指針は、関係各分野の多数の権威者の方々が参加され、多大な労力と時間をかけて慎重審議の結果、電気工作物の保安確保のために必要と認めた事項を取りまとめたものです。したがって、誰もが、これら規程・指針を尊重することによって、安全性の高い電気工作物が施設され、維持されることとなります。

これら電気技術規程・電気技術指針は、わが国の電気技術の成果の一つであるとともに、電気保安に携わっておられる方々のための民間規格です。これら規程・指針の内容についてのご意見・ご要望がありましたら、日本電気協会技術部にお申し出ください。

#### (参考)

電気技術規程・電気技術指針は、次の略称を使用しています。

- ・電気技術規程：J E A C (Japan Electric Association Code)
- ・電気技術指針：J E A G (Japan Electric Association Guide)

## 原子力安全の向上に向けた学協会活動の強化

平成 24 年 3 月 29 日

原子力関連学協会規格類協議会

日本機械学会 発電用設備規格委員会委員長

森下 正樹

日本原子力学会 標準委員会委員長

宮野 廣

日本電気協会 原子力規格委員会委員長

関村 直人

東京電力福島第一原子力発電所事故から1年が経過し、国では原子力基本法、原子炉等規制法の見直しがなされ、原子力安全規制の転換が図られつつあり、事業者でも多くの安全対策が実施されています。一方で、福島事故により原子力に対する国民の信頼が大きく損なわれる結果となり、原子力利用をめぐる国論は依然として混沌としており、原子力発電の運転再開もままならない状況となっております。

しかしながら、原子力利用については、原子力の持つ優れた特質を活かすため、真に科学的、技術的な分析に基づいた冷静な議論と判断が求められるところであり、その上に立って原子力事故の発生防止、拡大防止並びに影響緩和のためにあらゆる手段を講じなければならないと考えております。

原子力安全確保の仕組みの変革として、独立性の確保を柱とした国の安全規制の改革も姿を現しつつあり、最新知見、最新技術を早期に反映し安全性、信頼性を一層向上させることを目的に学協会規格の策定を担ってきた私ども3学協会としても、事故を未然に防止できなかったことなどの反省の上に立った新しい役割の自覚と、それに対応した活動強化が必要と認識しております。

### 1. 積極的な学協会規格活用の意義の再確認

これまで、国の規制基準は性能規定化し、具体的な仕様規定は学協会規格活用という構図の運用の中で学協会は役割を果たしてまいりました。今回の事故を受けた仕組みの変革においても、この構図を堅持し、以下の観点から学協会規格の活用をより一層活性化すべきと考えます。

- ①具体的な仕様規定としての技術規格を学協会が策定することにより、現場の状況等を適切に反映した真に必要なとされる実効的な安全規制の体系の一翼を担うことができる。
- ②学協会は、公平性、公正性、公開性を持って、専門家の委員のコンセンサスを得て学協会規格を策定しており、それぞれの分野における我が国の最高レベルの学術的知見・技術が結集する場として、これを安全向上に役立てることは我が国の共通の利益である。
- ③学協会は、最新の知見を学協会規格にタイムリに反映しており、「最新の知見の反映」において中心的な役割を果たすことができる。同時に規制当局も学協会規格に規定された技術的事項を迅速に利用することにより、総合的な安全規制全体の高度化を進めることができる。

同時に福島事故を踏まえ、既存の指針類体系の再整理や新たな領域での規格基準整備の必要性が明らかとなったため、学協会はこれに積極的に取り組むべきと考え、次項に示す



学協会規格策定活動の強化に取り組みつつあります。特に、福島を経験を踏まえたシビアアクシデント対応の学協会規格類を世界に先駆けて開発・発行し、国際的な原子力の安全向上に寄与することが求められていると認識しております。

## 2. 学協会規格策定活動の強化

原子力関連学協会規格類協議会では、福島事故を踏まえた学協会規格策定活動の強化を強力に推進していくこととしており、既に連携して全交流電源喪失事故、シビアアクシデントなどこれまで学協会規格の取り組み範囲外としてきた領域に関して必要な学協会規格のロードマップ作りを開始し、また具体的な学協会規格(外部事象シビアアクシデント対策設備設計ガイドライン、シビアアクシデントマネジメント実施基準、等)の策定にも着手しました。

原子力関連学協会規格類協議会では、これまでの学協会規格策定活動と福島第一原子力発電所の事故に鑑み、原子力安全の更なる向上を目指し、今後以下の推進に取りくむ決意です。

- (1) 福島第一原子力発電所のようなシビアアクシデントを二度と起こさないように、原子力安全に関する学協会規格を最優先で制定・改定すること
- (2) 経験・新技術・新知見といった規格基準の基盤も含めた体系化を目指すとともに、その結果を迅速に学協会規格に反映すること
- (3) IAEA等の国際安全基準にも一層目を向け、これとの調和を図ること
- (4) 3学協会はもとより、原子力の規格基準策定に関連する全ての民間団体や関係機関との連携の充実を図ること
- (5) 新しい規制の枠組みにおける国の規制基準との相互補完関係は重要であり、規制当局とのコミュニケーションを充実すること
- (6) 学協会はステークホルダーとの対話だけでなく、広く国民との情報交換や対話に取り組むこと

以 上